

平成19年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- (日 時) 平成20年1月21日(月) 14:00～16:30
- (場 所) 滋賀県大津合同庁舎7階7-B会議室
- (出席者) 朝倉委員、伊部委員、奥村委員、岸部委員、久保委員、酒井委員、
須戸委員、高島委員、辻 委員、成田委員、橋本委員、廣部委員、
増田委員、森委員(計14名)
- (議 題) (1)環境こだわり農業について
(2)今後の環境こだわり農業の推進方策について

<委嘱状交付> 開会に先立ち、出席委員に委嘱状を交付

<会長選出> 議事進行にあたり、委員互選により増田委員を会長に選出

<議 事>

(1)環境こだわり農業について

【増田会長】 ただいま会長に指名していただきました、県立大学の増田でございます。簡単にあいさつをとということではありますが、前会長、富岡先生でしたけれども、こだわり農業審議会も前会長のもと、条例のもとで、滋賀県の直接支払い制度を国の制度にまで押し上げるという意味で、大変大きな役割を果たしていただいたんじゃないかと思っております。そういう意味では、国の農政をリードするような先駆的な滋賀県農政を担っていたという意味で、この審議会の重要性を改めて身にしみて感じるところであります。ご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。そういう意味で、ある意味で一服感があるわけでありまして、一仕事終わったという感じもあるんですけども、今、国の農政もかなり揺れ動いている状況がある中で、ほんとうの意味で地域に密着した農政のあり方をそれぞれの地域で模索していく時代に入ってきていると思います。

一段落という面もあるんですけども、特に気になっていますのは、これから有機農業の基本計画の問題も、県として策定をしなければいけない問題もありますし、また、消費者が求めている園芸振興とかブランド化だとか、そういった問題も課題としては残っている。広い目で見ると、水田農業が1つの曲がり角に来ていると考えることもできるかと思えます。そういう意味で、地域に密着した県農政を考えるという意味で、皆様のお知恵をおかりしながら、有意義な審議会として活動ができるように、ぜひ皆様のご協力をお願い

したいと思います。

簡単ではありますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続き議事に移らせていただきたいと思います。

最初は、環境こだわり農業についてです。今回再任された委員の方もいらっしゃいますけれども、公募委員の方をはじめ、新たに就任いただいた委員もいらっしゃいます。まずは、環境こだわり農業の全般について理解を深めていただくということで、その上で今後議論を進めていきたいと思っております。

それでは、環境こだわり農業についてということで、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 「環境こだわり農業について」(資料に基づき説明)

【増田会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたらお出しただけたらと思います。いかがでしょうか。

ございませんか。もしなければ、次のご説明があってから、一括してご質問をお受けしたいと思っております。先に進んでよろしいですか。

それでは、今後の環境こだわり農業の推進方策についてということで、事務局からの説明を続けてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(2)今後の環境こだわり農業の推進方策について

【事務局】 「今後の環境こだわり農業の推進方策について」(資料に基づき説明)

【増田会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の環境こだわり農業推進基本計画、栽培面積の状況、残留農薬検査の結果についてご報告いただきましたけれども、委員の皆さん、その前の環境こだわり農業の概要も含めて、ご質問等ございましたら、ご自由にお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

なければ、私、1つだけよろしいですか。時間もございますので、ちょっとお聞きしますが、環境こだわり農産物の栽培面積で国協定と県協定の面積がございますが、野菜については、国協定と県協定の割合を比べると、野菜が比較的県協定が多いように見受けられますが、このあたりの事情をお気づきの点がありましたら、ご紹介いただけるとありがた

いですが。

【事務局】 ご説明させていただきます。国協定というのは、実はまとまり要件、集落で取り組んでいただくというのが1つの大きな要件になっておりまして、特に野菜につきましては、本県では生産団地というのが非常に少ないという点がありまして、国協定の面積が県協定より多いですけども、低目になっていると。県協定のほうにつきましては、実は、国の協定に乗れないところ、いわゆる個人個人でやられているところにつきまして、平成19年度と20年度の2カ年にわたって指導しているところと。ここの分につきましても、いわゆる国の協定にできる限り乗せていきたいということで、今、各地域で努力をいただいているというところでありまして、そういう意味で県協定の数値がたくさんあられているという状況でございます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。まとまり要件が1つ、勝敗というか、要件になっているということのようです。

そのほか、お気づきの点ございませんでしょうか。マイクをお持ちしますので、お名前を言っていただいた後、ご発言ください。

【森委員】 私、青年農業者会議後継者クラブの森と申します。米原市で農業をしています。よろしくお祈いします。

1つご質問があります。エコファーマーについてですけれども、資料によりますと、現状の18年度114人、目標の22年度5,000人となっております。かなり人数が上がっているんですけれども、おそらく19年度から始まった農地・水・環境の関係で、19年度はさらにどこまで上がっているのかなという現状をお聞きしたいなと思います。よろしくお祈いいたします。

【事務局】 今、私どもがつかんでいる時点、19年9月時点ですけども、7,823人の認定をさせていただいております。

【増田会長】 よろしいですか。

【森委員】 ありがとうございます。では、目標を達成しているのではないのでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりで、昨年度、新たな推進計画を改訂したときに、その時点では114名ということで非常に少なかったと。伸びても5,000人ぐらいじゃないだろうかなという形で5,000人ということを選定したんですけども、国の対策の要件になっているということもありまして、それをはるかに超える方が認定を受けていただいたと

ということになっております。

【森委員】 ありがとうございます。以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、高島委員。

【高島委員】 こだわり農産物の残留農薬の検査を行っておられますけれども、環境こだわりの農産物を使ってつくった加工品についてはどういうチェック体制、ほんとうにこだわり農産物が使われているかどうかというチェック体制は、今どういうふうにされているのでしょうか。

【増田会長】 この件、いかがでしょうか。

【事務局】 ご質問の加工品の検査状況という形で、まず1つは、一番皆さんご心配なのが残留農薬という関係でありますので、農産物そのもの、現物の残留農薬基準をどうしているのかという形で私どもは押さえているんですけれども、加工品につきましては、いわゆる環境こだわり農産物95%以上を使ったものについて、その規格を認めさせていただいているという形でありまして、認めてから以降、例えばその事業所に立ち入って調べたというところまでは、今のところありません。

【増田会長】 続けてどうぞ。

【高島委員】 いろいろ偽装とかが問題になったのが去年ですので、その辺の検査の体制は今後つくっていただけるように要望します。

【事務局】 1つは食品衛生法、私どもの農政水産部以外の部署の方が食品衛生法に基づいて立ち入り調査をさせていただくということになっております。ただ、私どもは、いわゆる他の府県に先駆けて環境こだわり農業というものを言ってきましたので、せめて最低限度、農産物の残留基準値だけは押さえていく必要があるんじゃないかなということで、いわゆる食品部局とあわせて私どもはこれをさせていただいているということで、基本的には食品部局のほうで検査をさせていただいているというふうになっております。

【増田会長】 そのあたりよろしいですか。要するに、検査については食品部局の所管であるというご見解ですね。環境こだわり農産物を95%使用していることを1つの要件にしているが、そのことをだれがどのような方法でどの程度までチェックしているのかということについてのご質問だったと思うんですが、それについては基本的には食品部局にゆだねると、95%基準の部分についてそう理解してよろしいんですか。

【事務局】 食品衛生法で定められた基準をされておりまして、先ほど、実は計画を認

定してから、その事業所に立ち入って、ほんとうに95%間違いなく使われているのかどうかということまでは、今のところさせていただいていないということでありまして、そういういろんな事情が生じてきたら、これについても機会があったら確認していく必要があるんじゃないかなということ考えておりますけども。

【増田会長】 少し問題が提起されたということで受けとめたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

【朝倉委員】 公募委員の朝倉ですけれども、1点は事実確認と、もう1点は意向というか、今後どう推進していくのかの具体策についてお聞きしたいんですが、まず1点目は、栽培面積の資料で、一番下の参考の年度別の推移、平成19年度で合計でいくと、約6,000から1万300のところに増えていますが、内訳でいくと、お米、水稲の部分が3,400ほどプラスしていますし、あと大豆で一気に入がって伸びて、その他でも割合としてはたくさん増えていますので、まず水稲では、地域的なバランスでどの地域がどかっと増えたのかどうかという部分があるのかどうかということと、大豆だとかその他の部分で増えた理由について教えてほしいということです。これが1点目です。

あと2点目は、基本方針の2で、環境こだわり農産物を滋賀ブランドとして推進・確立しますというところですが、1つは、先ほど県民アンケートの中でも、例えば「おいしい」だとかそういった認知はあまりないというところで、その辺を伸ばしてさらに滋賀ブランドとしていきたいというお考えのようですけれども、1点は、環境農産物そのものは、基本的には環境にこだわる部分、環境に配慮した部分で、必ずしもそれがおいしさだとかという部分には直結しない別物の話であって、これをおいしさと兼ね合わせてブランド化していくというときの考え方といいますか、おいしい野菜というか農産物をつくる場合には、それなりの栽培方法というのがまた別個に存在して、それをどう考慮に入れて、それを環境こだわり農産物としてブランド化していくのかという部分を、具体策の方向性、必ずしも論理が一貫しないという部分と、無理やりその論理をくっつけて、具体的なブランド化をしていくという部分、具体策について、もしお考え等があれば教えていただきたいという2点でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

1つは、品目別の増加要因について、地域性等があれば状況を教えてほしいということですね。2つ目は、環境こだわり農産物が認証している安全とか環境という概念、方向とおいしさという方向はかなり異なる面があるんじゃないかと。そのあたりはどう理解して

いるのかという質問だったと思います。

よろしく申し上げます。

【事務局】 1点目の地区別、どの地域が増えているかということで、今のごらんいただきました環境こだわり農産物の栽培面積、19年度の表がございますが、その第2番目に地区別面積という欄がございます。ここの水稻の欄をごらんいただきたいと思うんですけども、見ていただきますと、大体、東近江を中心に増えてきておりますけども、どこが一気に水稻について増えたということは、特にはございません。全体的な底上げがなされたというふうに考えています。その2つ下の大豆につきましては、我々、目立ってかなり頑張っ取り組んでいただいているなというのは甲賀地域です。甲賀地域につきましては、現場の普及センターなりが音頭をとりまして、地域で産地化を図っていこうという取り組みがなされておりますので、大豆につきましては甲賀の伸びが大きいなということは考えています。

【朝倉委員】 大豆とその他は、かなり量的に、面積的に増えているので、全体的な推進なり普及の活動があったのかどうかということと、その他は、例えば品目がいろいろその他の品目としてある部分で、品目数を増やしたからだとか、そういうおかげがあるのかどうかを教えていただきたいと思います。

【事務局】 どうしても大豆につきましては、現地の推進こだわり大豆として進めたいという、甲賀を中心とする地域の推進が大きいだろうと思います。それから、その他につきましては、飼料作物、ソバなんかを対象になっておりますので、その辺の取り組みが増えてきたというのが大きいかなと思います。

【事務局】 2点目のブランドの関係でお答えさせていただきます。皆様のお手元の基本計画の中で、15ページから環境こだわり農業に係る県民意識調査というのを実はとじております。それを昨年10月に県下2,000名に対してさせていただいたんですけども、3枚めくっていただきますと、2、農産物の購入時に重視する事柄ということ聞いております。そこで聞いてみますと、消費者の方は 消費者だけじゃないんですけども、鮮度、新鮮さを一番に求めるよ、その次にいわゆる価格ですよというのを読んでいただけないかなと思います。それで、同じ調査の中で10番というところで、4枚ほどめくっていただきますと、上に10と書いているところで、10、環境こだわり農産物の認証マークのイメージを実は聞いております。その中で、どういうイメージを持たれているのかといたしますと、まず3番の、環境こだわり農産物は安全な農産物だと、それとあわ

せまして、農家の人が環境に配慮してつくったものだと、こういう調査結果が出てきました。先ほどの、いわゆる購入時には新鮮なものを求めているんやと。ところが、今回この中で、環境こだわり農産物に対しては、新鮮なものという5番のところは非常に少ない。私ども、農政水産部ですので、物を売りますので、味が悪いとか、そんなことではとてもできませんので、こういう評価は非常に少なかったと。逆に言いますと、やはり環境こだわり農産物というのは非常に安全なものを売っておりますよと。こういうのが要するに今までの3年間の成果として出ているんやけども、しかし物をつくっている立場ですので、地場産で新鮮なものだし、味もおいしいんですよと、こういうものをこれから付加価値を高めていって売っていかなくては、なかなかブランド化にならないだろうということで、あわせて環境と新鮮なものという形も含めてブランド化をしていきたいということで、基本方針に乗せさせていただいております。

【増田会長】 ありがとうございます。

これは少し委員さんに補足的に発言していただいてもいいかなと思って考えていたんですけど、橋本委員さん、いかがですか。今の最後の点について。

【橋本委員】 味の問題ですか。

【増田会長】 味やブランドと、安全や環境という問題をどんなふうにかんがえたらいいかという点です。

【橋本委員】 どちらかと言うと、味の問題については、野菜は比較的加工しますので、単体をそのまま食べれるということは少ないので、どちらかと言うと、果物の場合は糖度とかいろんな問題が絡んでくるんですけども、味というものについては若干クエスチョンがつくのかなという感じに思います。今、非常に低農薬でやられていますので、比較的鮮度を生かした状態をとられていますので、品種も以前に比べて非常に変わってきているので、味については非常によくなってきています。それと、鮮度という問題も、地場のやつについては最優先でやっていますので、特に遠地ものであれば2日、3日かかって来るものが、地元のものであればその日に来るという形になってきますので、この辺については、ほかの農産物と違い、地元の野菜については環境こだわり農産物がついていたら、鮮度が十分生かされているんじゃないかなと考えております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

関連してご発言があればお受けしたいと思います。それじゃ、どうぞ、伊部委員さん。

【伊部委員】 公募委員の伊部と申します。

先ほど、マークの印象についてということでお話があったんですけども、これを最初にこういう形というか、こういうマークにしようとされた、このマークは何を言わんとしているのかというのが何か盛り込まれているデザインであるのかどうかというのをお聞きしたいのと、それから、今、小学3年生の娘がいるんですけども、社会の時間にいろいろな農産物のどこでできたものをわかるような包装紙であるとか、シールであるとかを集めてきなさいという宿題を先生に出されたんですけども、最近、こだわり農産物のマークをよく見かけますので、我が家でもこのシールをはがして持っていかせたんですけども、それを先生が見たときに、学校の授業の中で説明できる先生がどのくらいおられるのかなというのがあったので、小学生とか子供のところにまでそういうのを知らせようと思うと、ルートをしっかり、先生方にもそういう内容がわかる話をしていただけるような道筋というんですか、そういうところを設けられているのかどうか、そういう方面がどうなっているのかというのをお聞きしたいなと思いました。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

先ほど、ほかに手を挙げられた方がいらっしゃいましたかね。橋本委員さん、発言を先にお願います。

【橋本委員】 今の話から言わせてもらおうと、今の先生の問題なんですけど、今、滋賀県大津の市場のほうにでも、年間に大体2,000人ぐらい、市場に視察にお見えになります。特に学校関係、それから地元の方も含めて、そういうところの中で環境こだわり農産物に対することについての説明はさせていただいています。まだ一度になかなか行き届かないんですけども、平和堂さんあたりでも環境こだわり農産物のポップも張っていただいていますし、そういうものについてはできるだけ認知を深めていきたいなと考えています。

それと、それを使っただくという形の中で私が思うのは、一番には食育をやります学校給食を含めて、米あるいは野菜についてはできるだけ最優先に扱っていただくという形をお願いできたらありがたいなと。そうすることによって、フードマイレージじゃないですけど、環境こだわり農産物というのは地元のほんとうの直近のところから安心・安全な農産物なので、その辺を含めて、まだまだ外国から来る商品やら、あるいは遠地から来る商品、化石燃料を使って遠いところから来るものを売るよりも、その辺はまず地元のものを使っていくという形の中での販売をしていきたいと思っておりますし、そういう講習もやっていきたいなと。この間うちからも、滋賀県の調理師の方にもそういう説明も

しておりますし、まだまだ行き渡ってはおらんのですけれども、そういう形には持っていきたいなと考えます。

それと、滋賀県の環境こだわり農産物、数値目標もかなり上がって、お米なんか特に多いんですけど、数値目標をつくる以上はその辺を達成していかないといけないと思いますので、その辺を含めて当然、平和堂さんをはじめとする量販店の方にも置いていただきたいし、特に学校給食にもっともっと地元の食材を使ったやつを使っていたきたいなと思います。それが食育にもつながってもきますし、そういうことです。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

もしも今の話題に関連してご発言があればお受けしたいと思いますが、どうぞ、成田委員さん、お願いします。

【成田委員】 先ほどの伊部さんのお話で、たまたま私もスーパーで子供さんがお母さんに連れられて、こだわり認証マークのついているお野菜を探していらっしゃるところにちょうど遭遇したんですね。お母さんの「こだわり認証マークってどれだ？」と言いつつ、その声を聞いただけで私はうれしくなりまして、学校給食も今非常にこだわり認証マークを使ってくださっていますが、生産量が足りないということもありますが、私はまず大事なのは、ご家庭で食べていただく。お母さんがまず子供に、これは安心・安全のお野菜なんだよということを教えて、各ご家庭で食べていただくというのが非常に子供さんには信頼が厚いようです、お母さんがつくったものだということで。とにかくお母さんたちに、生協の方たちも現地で畑に行ったりいろんなことを活動して、家族で知って、それから認識を深めていただくということで、家庭でまずいただく。まず、自分の足元からそういった地場産のもの、安心・安全を食べていくというのはとても大事なことかなと思います。まず家庭からということで。

それともう1つ、先ほどのお味のことなんですが、私たちも「こだわり認証マークのお野菜はおいしいの？」とよく聞かれるんです。農家の方たちも、「よくわからんけどおいしいと思うよ」と、その辺の基準というのが非常にきちっとしていないのでわからないんですが、私はこれをどういうふうに説明したら皆さんにわかっていたりかなと思ったときに、昔のトマトはおいしかったというお話をよく伺うことがあります。ですから、農薬を使っていない、それも環境に配慮したお野菜というのは、おいしさというのはニンジンでとってもよくわかるんですね。そうしますと、農薬を使っていない環境こだわり農産物は、昔ながらの正しいお味がひょっとしてあるのかなと。私は滋賀県に来てそう思った

んです。それまで、この前は鹿児島だったんですが、鹿児島でも無農薬をやっている方、農薬を少ししか使わない方たちのお野菜の味というのが、使わないことによって本来のお野菜のほんとうのお味を子供たちに知ってもらい、大人も知るといことで、環境こだわり農産物はほんとうのお味を知るのにはいいチャンス野菜なのかなというふうに、ほかの方にも、多分ほんとうのお味は環境こだわり農産物で味わうことができるのかもしれませんねということによく、私は今信頼してこだわり農産物のマークのついているのをほとんど買いますので、信頼して食べていますので、それは昔からの本来のお味が出ていると、昔のお味は知らないんですけどおいしくいただいていますので、その辺のお味の件に関しては、基準が、人の味覚というのは千差万別なので、ですから、安心・安全がおいしいのにつながっているよということをご説明できればいいかなと思っているんですが。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

【事務局】 後ろのほうから失礼いたします。先ほど、橋本委員のほうから食育ということで、市場のほうでもやっていたらということとありがとうございます。そういう説明もしていただきましたけれど、県といたしましても、この緑の冊子の基本方針の11ページに目標を設定しております。基本方針3の農業体験活動を実践する小学校数ということで、18年度181校ということで、19年度は198の小学校で、今年度は田んぼの学校という授業をしていただいております。それについては学校だけで取り組んでいただくのじゃなくて、地域の農業をやっていただいている方でありまして、JAの方、また県の普及の担当の方が入ったりいたしまして、授業をやっていただいております。その中で環境こだわり農業ということも説明させていただける場面があれば説明していただくということでやっておりますし、また昨年度、18年度には、先ほども橋本委員おっしゃっていただきましたけれど、学校給食の栄養士の方について研修会をさせていただいて、環境こだわり農産物とはどういうものであるかということの説明もさせていただいて、そういうことを積極的に取り組んでいただいている学校もございます。虫のついた野菜ほど安全なものはないということを使っていたらということもありません。なかなか学校の衛生基準というものは厳しいんですけど、でも、より安全なものはそういうものであるということで理解して、手間がかかるんですけど、虫がついているかどうかとか、いろんなことも目配りしていただきながら、積極的に徐々に使ってきていただいているということとでございます。

それと、このマークについてご説明させていただきます。皆様方、本日、バックをお配りしていると思うんですが.....。

【事務局】　　こだわりマークにつきましてご説明申し上げます。きょう、皆様のところにエコバックをお渡しさせていただいておりますけれども、認証制度、先ほど申しましたように平成13年度からスタートいたしまして、平成12年にこだわり農産物を特徴づけるマークを一般公募いたしました。当時、大阪府の方が応募いただいたんですけども、滋賀県のSをベースに、赤い太陽と緑の農産物、それから元気な人がそれぞれにここにこと輝いているというのがコンセプトで応募いただいたのを、このようなマークを採用させていただいたということでございます。

【増田会長】　　どうもご説明ありがとうございました。

辻委員さん、手を挙げていただけていました。どうぞ、お願いします。

【辻委員】　　公募委員の辻でございます。

私も36年農業しか知らないんです。田んぼしか行ったことない私なんですけども、時代の流れも大分変わってきたんですけども、私もこれで20回ぐらいこだわりの寸劇にグループで5人ほど歩いているんですけども、おとついても男女共同参画でさせていただきました。皆さん言われる消費者の人とか、いろんな研修会もあるけど、こだわりの方から説明をしてくれるんだけど難しくてわからんと、そんなもの一生懸命言ってくれるんだけど全然わからんと。私らの寸劇のほうがちょっとわかりやすいかなという評判もちらほら受けているんです。20回ぐらい私らも寄せていただきました。環境こだわり農産物シールを張って、前へ並べて、消費者、生産者、子役といて、そのようにさせてもらって歩いています。そしたら、やはりこだわりはどうしても虫食いが多いです。並べて消費者の人に売んですけども、虫食いの野菜はなかなか売れないんです。いろんな野菜を出しているんですけども。そしたら、寸劇の終わった後には、虫食いの野菜が注文が来るほど分けてほしいと言って、皆さんから受けました。そして、琵琶湖ホールへ寄せてもらったときでしたかな、消費者の人にアンケートをとりました。質問をとったところ、ほんとうの生産者の生の声が聞けてよかった、私ら知らなかった、もっと教えてほしいわという方もどんどん増えました。そして、ほんとうに安心・安全な野菜が手に入ったという方もおられました。そして、全然シールを知らない方からは、これから滋賀県のこだわり農産物のシールを目印に買うようにしていますと言われました。そして、一方では、その野菜はどこへ行ったら買えるんですかということも聞きましたし、どこで栽培しているんですかという

ことも聞きました。そして、知らなかったという方もおられました。滋賀県にもたくさん直売所があります。ありますけども、シールを張ったのはごくわずかだと思います。また、そして平和堂さんとか、いろんな大きな量販店にもこだわり農産物も出ているんですけども、ほんとうにごくわずかの野菜です。

私は生産者の立場からいいますと、こだわりの計画はどんどん県のほうで進めてくれるんですけども、生産する農家、または買ってくれるお客さんが一番大切だと思います。よいものは市場にも出てきますけども、こだわりやからもちろん味はおいしいんですけども、曲がったキュウリとか、太いキュウリとか、市場に出ないキュウリを、例えば食堂とか、加工しているところとか、そういうところへ出せないかと。私ら生産者はそのように思っています。こだわりしても100%販路がなかなかない、つくっていてもメリットがない、私らはそういう考えなんです。いいものは出ます。でも、こだわりやからなかなか難しい。今の秋冬野菜でも、正直言ってまきものはこだわりやとなかなかしっかりまきません。水稲の後にやる場合は堆肥とかいろんな有機物を入れるしかまかないと思うんだけど、軟弱野菜はまきますけど、こだわりをするにはもうちょっと技術が欲しいし、やっぱり販路、虫食いの野菜でも売れるところ。先ほども3年生のお母さんが言われていたけど、うちにも3年生の孫がいます。おばあちゃんはお野菜つくる人、ママはお料理する人、家族で食べる、そういう家族なんです。

直売所で私も自分のところのキャベツを売っていたときがあります。そしたら、あるお母さんが子供を連れてきました。「これはこだわりやから虫が食うていてもおいしいんですよ」と言って販売しました。でも、そのお母さんは、「何回消毒をしてあってもいいから、虫のついていないのを下さい」と。そしたら、そのバックには子供がいます。小学校、中学校、高校のお子さんがついておられるんですけども、お母さんからそういう言葉を聞くということはほんとうに情けないです。私が思うのには、一生懸命こだわりをやってくれる、農産物を進めてくれるんだけど、計画してくれるけど、やはり私らは販路、販売先、そして生産者と消費者がもっと交流をする場が欲しいです、私らは。今度、私らも寸劇、どこか寄せてもらおうと思っているときは、学校へ行って、まず子供さん、そして若いお母さん、そして子供さんに、もっとそういうのをどんどん進めていくと、口コミで広がると思います。うちのところも水稲も野菜も、去年から菊までこだわりでつくるようになりました。小菊なんですけども、それもこだわりになってきました。こだわりするかわりには一生懸命売らないと、販路がないといけないと思います。よろしくお願いします。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

最近では、生産者と消費者の交流もできるような直売所が全国的にも各地に出てきていて、県内でもいろいろありますけれども、JAが主体している場合も多いんですけども、きょうは関係者がお1人もお見えでないということで、ちょっと残念であります。

どうぞ、成田委員さん。

【成田委員】 今おっしゃいましたが、交流の場面が欲しいと。こだわり滋賀ネットワークはほんとうに、これでもか、これでもかというように生産者と買う人、とにかく滋賀の農業を支えてくださいと。それには買い支えることが大事なんだということと、それと規格外のお野菜もはけるような販路が欲しいとおっしゃっていますが、私たちが応援しに行くところでは、そういう規格外のお野菜もめちゃくちゃ買いまくっていきます。行ったところ、行ったところで、そういう規格外のお野菜が畑にいっぱい転がっています。でも、そういったものは、「これはすごい、アートだね」と言いつつ、曲がったもの、とにかくいろんなお野菜ですが、そういった農家の方が直接販路を広げるという方法をとっていらっしゃる方が今とっても多いです。ですから、私たちがそういう販路をとっていらっしゃることを敏感に探しながら、あちこち農家の方たちも探しています。

おととい、男女共同参画センターで交流会をいたしました。寸劇も拝見いたしました。ほんとうにわかりやすい寸劇で、思わず私は感動して握手しに行ったぐらい、ほんとうに感動する、そういった寸劇も同時にいろんなところに回っていただくとほんとうにいいなと、おとといはほんとうに実感いたしました。

それで、とにかく思うんですが、私たちがそうです、この審議会のメンバーもそうなんですが、滋賀県庁の方もまず足元から、県庁の方お一人お一人も、とにかくこだわりマークを買っていただく、奥様にもおっしゃって買っていただくということを、今、こだわり滋賀ネットワークもそうなんですが、こだわり農業課のほうの、先ほど森本参事もおっしゃっていましたが、とにかく交流の場合を増やそうということで、今年も、去年も、おとといからでしたか、直売所もスーパーも、みんなこだわり滋賀ネットワークのメンバーがこだわりの方たちと一緒に、応援で店頭で売りさばいています。「こだわりをお願いします、こだわりをお願いします、農家の方を支えましょう」と言って、直接みんな三、四人のグループをつくって、各グループで売って、「買ってください」と店頭でほんとうに応援しています。ですから、とにかく農家の方たちも私たちに、こだわり滋賀ネットワークもそうなんですが、いろんな農家の形、みんな一緒に買い支えていくということが一番大事なかと。

平和堂さんでもそうです。とにかく出していただいたときには「みんなで買きましょう」と言うと、ほんとうに売れるんですね。ですから、とにかく買い支えていただくということが滋賀県の農業を支えていくということになります。

それともう1つ気になるのが、今度農水省からおりてきた、滋賀が先駆的な役割を担っておりましたが、4月からは全国の農家の方たちが同じやり方でスタートしました。滋賀県の農業はこれからが正念場だと思っています。ですから、滋賀のものは大丈夫だよということをどうやってこれから確立していくのか。これから滋賀だけは大丈夫という確立の仕方を、ほんとうにこれから頑張る私たちは考えていかなければ、4月からスタートして、今、全国同じ足並みです。ですから、今回からの審議会では、そういったことを差別化していくやり方ということはほんとうに大事に考えていってほしいなと、私たちも一生懸命方法を考えていきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

【辻委員】 もう1つだけ、すいません。JAの方がだれ1人見えていない、昔でいうと経済連ですね。伊藤さんという方は見えているんですか、見えていないんですか。欠席ですか。

私も寄せてもらうまでに行政に行って、「行政でこだわり農産物に関してどんな仕事をしているんですか」と行きました。そしたら、「仕事といっちはそんなにしていないんですけども、こだわりはほんとうにしているか面積をはかりにいくだけや」と聞いてきました。そして、「お金のやりくりをしているだけや」と聞いてきました。それではだめですね。

そして、もう1つ、農協なんですけども、農協へ行って、「私、こういうこだわりしたいんですけども、指導してくれますか」と行きました。そしたら、「辻さん、何でこだわりにしたりするん？ 多分売れないよ、どこへ売んの？」という農協の言葉でした。やはり環境こだわり農産物を取り組むにしたら、県、行政、農協、生産者と一体となって、上がパイプ役となって生産者を引っ張っていってもらって、滋賀県で言われますように三方よし、そういうふうに進んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

【増田会長】 ありがとうございます。手厳しい批判もございましたが、少し事務局のほうで、今まで出てきたキーワードでいうと、販路とか、技術だとか、交流だとか、そういう点で県のほうからご発言いただけることがあれば準備いただければと思います。

それじゃ、酒井委員さん、どうぞ、お先にお願いします。

【酒井委員】 今、辻さんがいろいろおっしゃった厳しいことは、そのとおりであります。私は確かに、この11ページにも書いていますが、環境こだわり農産物の購入経験者、18年までに19.1%、これからこれを33%にするということ。なぜかというと、JAも確かに大事、生産者も大事なんです。問題は、認証マークで、スーパーやどこへ行ってもあるところが少ないんですよ。そして、地場産で直売所がありますけれども、役所や工場に勤めている人は便利にスーパーかそういうところへみんな買いに行くがね。そういうところで私もしょっちゅう調べるけれど、まず、今おっしゃったように、虫食いや曲がった大根やキュウリやそんなものは絶対市場に受けてもらえない。だから、直売所というのは田舎のほうにあって、なかなかそんなところへ一般の消費者の方は行ってくれない。それは一番いいんだけど、田舎はほとんど、私もやっているけれども、農薬なんてほとんど使ったことない。それは必ず虫が食う。そして、キュウリも真っすぐなばかりできない。ところが、いざ数、毎日毎日量産できなかつたらいけないということ、それから、すばらしい製品でないと、今、橋本さんおられるけど、買ってもらえない。固定してきちっと量を送らなかつたら、花でも何でもすべてもそうですよ、なかなか簡単にいかんのです、生産。量産やって、そして環境こだわり農業やる、これはすばらしい。こういうふうにしてこれから持っていけないといけないことは事実ですけれども、現実はそうでないの。

今おっしゃるように、私はあちこち調べている、平和堂も東京の大丸どころと調べているけど、まずこれだけ県が、行政が、国が見本にするほど真剣に環境こだわり農産物に真剣に取り組んでもらっているが、米は比較的そういう形で結構規模拡大で農協で売れるようになってきている。ところが、野菜というのはなかなかそうはいかない。地域ごとにいろいろありますけれども、湖南、湖北、湖西。湖北なんか何もできない。これ、一緒につくれるわけがないね。虫が食うてあつたらだめ。キャベツなんて、しないで穴があいていたら絶対買ってもらえない、そんなことおっしゃるけれども。このほうが、これはほんとうに農薬も使わない、そして無肥料でやって、自然の畑で堆肥でやっているというのは、つくっているのはたくさんある。そういうのを量産しようと思うと、なかなか大変なことでできない。現場でつくる農家の百姓の苦しみやらを知りながら、環境こだわり農産物をつくっていく。みんながこれは、ここにも書いているように、消費者も県も一体となつてやらなかつたらできない、きれいごとばかり言つたって現実売れない。

仕入れも、橋本さん知っておられるけども、そんなもの、ハウレンソウならハウレンソ

ウ、毎日何ぼか計画生産してきちっと出していないといけない、会社も持たない、つくられただけ、あるだけ買うてくれって、そんなのだれにも買うてもらえないの。そういう難しさがある、生産する生産者というのは。大変なご苦労をして、かなり上がってきたことは事実やけど、もう少し販売ルートを、ここにも問題がある。農協もそうじゃないか、農協の責任ばかりでもないの。農協も皆量販店に出すんじゃないか、農協が直接売っていないのやから。仲介をして出しているわけやろう。そこがかなりの製品をつくらなかったら受けてもらえないというのが現実。外国の野菜でも来たら、全部きれいに水で洗って、青い蛍光灯をつけて、立派な野菜を皆買うて帰る。農薬だらけの薬づけの野菜でも、そのほうがきれいやと。穴があいとったらだめだと言って、キュウリなんて売れないよ、大根でもそう、皆そう。そういうことで苦しみがあるので、なかなかこれは大変なことであるけれども、随分これで何年かたって、滋賀県の認証マークをつくって、認識されるようになってはきたけれども、それじゃ、平和堂へ行こうが、京都の市場に行ったら、こういう認証マークで売っているところどこかありますか。大きい店では、法人に聞いてもなかなか探さないとないと言われる。直売所へ行けばありますけど、なかなかおっしゃることばかりでいかないの。それが現実なので、何やらすばらしいことを言ってくれるけど、そうはいかんで、県庁の職員さんは苦労してくれるけど、私はそう思う。現実には僕ら百姓しか知らんのやから、そう思いますよ。

【増田会長】 どうもありがとうございます。率直なご意見、ありがとうございます。

【事務局】 販路ということで、辻委員の完全なお答えになるかどうかわかりませんが、新たな販路といたしまして、例えば事業所での給食ということで、県内の企業がございまして、そちらのほうにグリーン購入ネットワークに委託いたしまして、そこに加入していただいている事業所に研修会をいたしまして、お米をはじめとして、環境こだわり農産物を使っているという事業所もございまして、先般、男女共同参画センターで行いました、あそこでの展示もしていただいております。それと、先ほどのスライドにございましたけれど、大津プリンスホテルさん、具体的な名前を出していいかどうかわかりませんが、出してしまいましたが、そちらのほうでも環境こだわり農産物を中心とした滋賀県農産物ということで、9月からそういう企画をしていただいて、売り出さずしていただいて、それについても『じゃらん』という雑誌に載せていただいたりして、結構県外からのお客さんに好評だったということで、最初3カ月ということを経験していただくなど、そういうこともいたしておりますし、緑の計画の中の11ページの目標設定も

しておりますけれど、基本方針2の環境こだわり農産物を利用する店舗などの登録数ということで、今年度から、当課の事業ではないんですけど、部内で計画しております、22年度までに利用していただく、ずっと利用するという事はなかなか難しいかもわかりませんが、利用していただいたところにはそういうものを利用しておりますという看板みたいなものを設置していただいて、設置していただくことによって、また消費者に見ていただくことによって、こういうものがあるのかということで、また広げていこうという計画もいたしております。売り方についてはまたいろいろございますので、県が物を買うということではなかなかございませんので、そういう仕掛けもしておりますということをご説明させていただきます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。時間の制約もありまして、まだまだご意見がたくさんあると思うんですが、こだわり農業の今までの事務局からのご説明についての議論ということはひとまず区切らせていただいて、今後、委員の皆さん方が環境こだわり農業ということで、どのような点に留意して、あるいはどのような点を滋賀県の農業を変えていくといたしますか、発展させていくべきかという、それぞれ委員さんのお考えがあれば、少し自由に出していただくような時間をとりたいと思っております。まだご発言いただいていない委員さんを中心に、少しご意見をいただければありがたいと思います。

廣部委員さん、お願いします。

【廣部委員】 私は長浜のほうから寄せていただいております生産者です。

滋賀県というところは、どうしても水稲中心の県で、ずっと見ていまして、こだわりの伸び率はどうしても水稲が多くなっていると。今、日本的に食料の自給率、エネルギー換算にしますと、40%から39%、目標は45%に政府はたしか置いていたと思うんですけど、下がってしまっている。どういう努力をされたかというのは疑問なところがあるんですけど、水稲だけは十分賄えるだけの生産力がある。減反調整、生産調整をしなければならぬと。聞いているところでは、我々の幼少期の学校給食、あの時点から我々はめん、パンが導入されて、それにならされて、今現状に立って、我々の世代、また下の世代のお母さん方は、米よりパンが大好きやという方が多いというふうに僕は見受けているんですけど、そのときの当時の政策が間違っているとは言いませんけれど、今伊部さんもここにおられるんですけど、また橋本さんも先ほどから、化石燃料をたくさん使って、どういう水でどういう生産をされているかわからないものをという話がありましたけれど、地元でとれた環境こだわりものの水稲が、野菜がどれだけ滋賀県で消費されているのかと

というのが1つあるんですけど、その滋賀県内の自給率を上げていくためにも、伊部さんなんかはお子さんの学校給食、週に2回か3回が米飯やと思うんです。1日は自分の家から持ってくる、スタイルはそれぞれ地域によって違うと思うんですけど、その辺を、ここにおられる県の方は農政課の方がほとんどで、商工課の方、また教育委員会の方というのはおられないと思うんですけど、その人らもこれからのあれにも加わっていただいて、変えていかなきゃいけないんじゃないかなと。それで、できれば環境こだわりの生産物をまず子供たちから食べていただいたらいいんじゃないかなと僕は思っているんです。そういうことによって、学校でも関心を持ってもらえるだろうし、お父さん、お母さんも関心を持つであろうし、というのが手っ取り早いと言ってしまうとあれですけど、それは生産者のため、また消費者のため、販路拡大のため、環境のためにもそういうことを提言したいと思っています。

先ほど野菜の話が出ていましたけど、私も長浜学校給食センターのほうにも納めていますが、どんなものでもいいよと言ってくださってとってくださいます。曲がったもの、中に虫が入ったもの、この間も持っていったときには、「廣部さん大丈夫か、虫入ってないか、手間かかるんや、ほじくらんならんのや、子供は中に入っていたらとんでもないことになってしまうさかいに」というご苦労があるみたいですけど、今ちょっと聞いているところによりますと、我々の地域のほうでも給食センターが新しく云々という話も出ています。その中で地場のものを、安全・安心なものを導入という話も進んでいるように聞いておりますので、それぞれの地域でまた変わってくるんじゃないかなと思います。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

もしお答えいただく点があれば、後でまとめて事務局からお答えをいただけたらと思います。とりあえずは、ご意見、ご要望ということでお聞きをしていきたいと思えます。

次、いかがでしょうか。どうぞ、酒井委員さん。短か目をお願いいたします。

【酒井委員】 せっかくこうして、滋賀県は環境こだわり農産物の栽培を、面積も増やし、いろいろ検討してもらっている。僕は、滋賀県というのは何と一緒で、地図の縮小版とあって、北海道もあれば九州もあるという気象条件がありますね。なかなか厳しいけれども、滋賀県ならではという何かの特産2つくらい、全部総合的に環境農産物をつくろうということで、これは当然のことですけども、何かを環境こだわりで、滋賀県がこれは特産やという、これ1つ、滋賀県に何も無い、僕は知っているけれども。そういうものも

ひとつ考えていって、全体の農家を育てる方法もいいんじゃないかなと思うんですけどね。うちの場合は量産があまりできないですやろう。例えばこの中の農産物、野菜でも果樹でも、どんと大量に、全国に滋賀県でならぬという農産物はあまりない。そういうこともひとつ考えてもらったらどうかかと、こういう1つの考え方がある。なかなか難しいと思うけどね。

【増田会長】 ありがとうございます。確かにそうですね、これだというのがなかなかはっきりしないということがありますね。

岸辺委員さん、いかがですか。販売という意味で。

【岸辺委員】 さっきから聞いていますと、目標とか、22年に立てているやつとか、随分ずれているようなものも出てきていると思うんですね。例えば大豆、ここの目標にはないんですけど、19年度で既にたくさんできていますし、要は、私のイメージでは、米はブランド化からいうと、県外を含めて日本の中でブランド化をする。野菜は、多分将来的にも県内だけでも大変やから、まず県民にブランドとして認知してもらおうという政策ですね。例えば大豆、たくさん野菜を一気にこうやってできるんやけど、大豆をそのまま流通するはずはないので、加工品の目標が20から30になっていますけど、この大豆でどんな加工にして、滋賀県で流通をさそうとしているとか、具体的な目標ですよ。例えば、環境こだわりの野菜ですと、今の秋冬野菜、この時期はたくさん出てくるけど、夏場を中心に年間で途切れるときがあると。年間ある程度、我々量販とかほかの売場もそうなんですけど、環境こだわり野菜がシーズンを通してつなげるような品種栽培の指導をしていくとか、どこかのときにはどーんと出てくるけど、あと3カ月は、夏場6、7、8、9ぐらいまではほとんどないとか、途切れて売場ができたり消えたりするということの解消も必要でしょうし、あるいは流通も、誘導というのか、ほとんど橋本さんのところに入れば滋賀県に流通するでしょうけど、実質は一たん京都の市場に入るのがほとんどですから、滋賀県に逆流してくる環境野菜というのは何割逆流しているのかと。実際、京都のスーパーに行ったら、滋賀県の環境こだわり野菜はいっぱい並んでいると。県でも流通していないのに京都府でもいっぱい並んでいるという、こういう流通の整備が随分おこなわれているという、そういう中で、県民だけでも野菜を食べてもらおうというにはなかなか大変なことがいっぱいあるので、こういうことを具体的に進めていきたいというもう一步踏み込んだ計画があれば、もっと推進するのと違うかなと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

お隣の奥村委員さん、いかがでしょうか。

【奥村委員】 11ページの認証マークに高品質イメージを抱くのが、18年度で8.6%、22年度は25%目標がありますよね。なぜここまでみんなで環境こだわり農産物、滋賀ブランドとかいって一生懸命声高らかに言っているのに、消費者に対しては8.6%と低いのかと、これはすごく疑問を抱いているんですけど、これを上げていくのに県サイドで計画というのか、そういうのはあるんですか。

以上です。

【増田会長】 じゃ、それも後でまとめてお答えをいただきたいと思います。

それじゃ、久保委員さん、いかがですか。

【久保委員】 今聞いていて、全然違うことを今2つ考えていることがありまして、1つは、皆さんが言われていたように、米については私も県外でよく見かけるんですね。滋賀県として、琵琶湖と絡めて、水のことでも滋賀県を出たら、京都、大阪の人は琵琶湖の水を飲んでいるのに、全然関心がなく飲んでいるというのもありますので、それとひっかけて、滋賀の米と水を琵琶湖とともにアピールするというので、それは県の方もいつも言われていますけれども、ブランド化という1つ大きな柱になるんじゃないかなと思っています。

それと、先ほどの検査の件とか、先生とか子供たちへのアピールとか、そういうことになると、生活衛生課の方とか、教育委員会とか、同じ県の組織なのにいつもここには農政関係の方しかいらっやらないし、私がほかのところへ行くと、こだわりの方がいらっやなくて、こだわりのことを知っている人も、公募委員さんでも知らなかったりとかあるので、前からこういう会でも出てきていますけれども、もうちょっと県のこういうときにも横のつながりというか、そういうのはこれからもうちょっと何とか促進できないのかなといつも思うところです。その方たちが1人でもいらっやると、そちらのほうで聞くと、それなりの苦勞をされていることとかありますので、そういうのもお話を聞かせていただいて歩み寄りというか、一緒に考えるという場があってもいいんじゃないかということを考えています。

それと最後に、まるごとの新しい国の施策が出てきたことによって、今まで頑張っていた、みんなが一律にこだわりを頑張っていたのに、私がよくわかっていないんですけども、今すごく思うことは、農振農用地、農業する土地じゃないところで頑張っている方が漏れるんじゃないかという問題が出てきていることがありますよね。それについてはどう

いうふうになっているのか。みんなで集落営農ができないとかそういうときの、でもそういうのも滋賀の特徴だと思うんですね。市街地の中でも身近なところで田んぼとか畑とか特にやられている人たちというのは、これは守ったほうが私はいいいと思うんです。子供のためにも近くでつくっているものというのは守っていききたいなと。そういう土地柄というのは大事にしていったほうがいいんじゃないかなと思っているので、これだけで対策の漏れたところというのに対するケアというのは考えていききたいなと思っています。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

【高島委員】 あわせていいですか。

【増田会長】 関連して？

【高島委員】 はい、関連して。

【増田会長】 それじゃ、高島委員さん、お願いします。

【高島委員】 私も、今後の提案とかを考える前に、現状の把握を先におきたいんですけども、今、久保委員さんがおっしゃったことを私もお聞きしたかったのと、それともう1点は、まとめり要件などでちゃんとスムーズに移行したのかどうかということと、移行された方の中で見えてきた問題とか課題というのは、県はどうとらえていらっしゃるのか。例えば、聞くところによると、地域にぼんと促進費があるので、農家のところに配分がなかなか行かなくて、結局、公民館の壁が直っているとか、そういうところに使われたりということもあるというのも聞きましたので、そういう見えてきた問題があれば教えていただきたいと思います。

【増田会長】 大変重要なお指摘ありがとうございます。またそのあたり、お答えがあればいただきたいところです。

それでは、須戸委員さん、お願いします。

【須戸委員】 須戸です。今までずっと議論をお聞きしていて、前回までの委員会でもいろいろあったと思うんですけども、特に食の安心・安全ということでは、きょうも議論があったように、野菜とか果樹とかの割合が非常に多いんですけども、もともとの滋賀県の環境こだわりが、1つは食の安心と安全、もう1つが琵琶湖の環境を守るということがあったと思います。それで、僕なんかの自分でやっていることなんかを含みますと、どうしても琵琶湖の保全と。成田委員が先ほどおっしゃったように、国の制度にかわって全国一律で同じような制度が始まったわけですけども、滋賀県がやらなければならない

のは、琵琶湖の水質の保全の義務というのがほかの都道府県と明らかに違う点だと思います。その点を考えれば、野菜の食の安全と安心もあるんですけども、面積的には圧倒的に水稲のことにかかわると思います。

それで、水稲をとりまく現状、厳しいですし、生産調整もあるし、価格も下がるし、担い手の問題、いろいろありますけれども、琵琶湖の保全という義務が課されているという現状を考えたときに、今は5割削減ということになっていますけれども、その一方に生産調整をして、減反をしてつくらない田んぼがあると。ですから、むちゃを承知で言えば、さらに反収を落としてでも環境負荷を減らすようなやり方を模索することが必要なのかどうかということも考えていかなければならないかなと思います。ですから、今の全国横並びの一律の基準を国がつくって、それをやっているわけですけども、琵琶湖の保全という義務が課されている本県の場合に、それをさらに上に行くようなことの模索を検討することが技術的に可能かどうかとか、ほかのいろんな国とかの制度もありますけれども、そういうところで少し議論を踏み込んでいいんじゃないかなという考えは持っています。

それと、もともとの目指すべきところが負荷の低減ということでしたので、名前が変わりましたがそれでも農業試験場なんかで確かに低減はしているんだろうという資料も出ていましたし、僕もその委員会には参加したわけですけども、実際に琵琶湖で、あるいはもう少し小さくても大きな川、日野川とか野洲川とか、ああいったところでも確かに農業系の負荷は減っているのかどうか、農薬の負荷は減っているのかどうかという検証はなされていないと思いますし、そういうデータも見ることがないです。ですから、そういったモニタリングを含めて、もう1つの柱である琵琶湖の環境保全と水質に対する農業系の負荷ということも大きな柱に考えていってもらえればなと思っています。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

それぞれご質問も含めてご意見をいただいたわけですが、1つ大変大事な点は、国の制度に乗ったということで、ある意味で一安心という部分があるんですけども、果たしてスムーズに移行しているのか、問題は生じていないのかどうか、このあたりは審議会としても大変重要なポイントなので、これはきちんとした質問として受けとめて、見解をいただきたいと思います。

それで、今後に残された課題という点では、それぞれ皆さん方からご自由にいろんなご意見をいただきました。お答えいただいていないのが、ブランド化どうですか、どう具体

的に計画があるんですかというご質問がありましたし、具体的に滋賀県の特産物と言えるような品目を育てなきゃいけないということもございましたし、それから、1つ大きな問題だなと思いましたが、久保委員さんから言われた、例えば学校給食の問題を扱うときに、その分野の関係者が事務局としても参加をされていないということで議論ができるのかというご意見もございましたので、このあたりはテーマによっては工夫をしながら、担当の部局の方も参考いただくという形で議論をしないと、なかなかきちんとした意見交換ができない部分もあるかと思えます。このあたりは技術的な問題も考えていただく必要があるのかなと思えます。

さらに、最後に須戸委員から、国の政策になったということで、ある意味で全国一律の基準の中に滋賀県の政策も埋もれてしまったわけだけれども、琵琶湖を抱える滋賀県農政として、あるいは農業として、より厳しい基準、より基準を引き上げるという形で、独自の追究をする必要があるかどうかを検討するべきではないかというご意見だと思うんですけども、そのあたりも琵琶湖を抱える本県農業のあり方としては、少なくとも論理的には詰めておかなきゃいけない。実際に取り組めるかどうかは別にしても、論理的には整理をしておかなきゃいけない問題だろうと思えます。大変有意義なご意見をいただいたところで、私としても感謝をしているところでございます。

そのほかに、ぜひこの点をというご意見がございましたら、お受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。

橋本委員さん。

【橋本委員】 ブランド化の話は、去年ちょうど秋でしたか、立ち上げて、第1回のブランド化の話が出ていたんですけど、近くには京都は京野菜がありまして、滋賀県も近江というブランドの中でやっていこうかという話が今出ています。特に米は近江米があり、肉は近江牛があるので、最度近江という形の中でのブランド化を図っていこうかな、認知度を上げていこうかなという部分であります。そういうところで私は思うんですけど、特に滋賀県の農政、全国を含めても大体700億規模なんですね。そのうちの400億が米で、野菜が70億なんですわ。特に今、先ほど言われたように、施設の問題でいろんなどうだこうだと言われたけど、実際、まだ今の農政は、どっちかというと施設に金がかかる、道路に金がかかるというのが非常に多いんですね。今回でも直売所が守山にできますけど、3億数千万かかるけど、そこのところには施設には金がかかっている、半分以上お金は補助が出るんですけど、実際生産者の手取りと云ったら、ほんとうにごくごくわずかですね。

それと、僕が思うんですけど、今のダムやらの問題が当然ありますけど、100年に1回水害があるかないかのところに1,400億も金をかけるんやったら、私はもっともっと農業のほうに金をかけるべきやと。先ほど言われたように、食の自給率39%、おとついの先生の話の講演があったんですけど、毎年1%ずつ自給率が減ってきていると。20年もたったら日本の農業ゼロやと。実際私ども行ったんですけど、50歳以上の農業者が87%いるわけですね。そんなん、世界の中では類を見ないほど農業者が多い。そうしてきたときに、私らが次の世代、子、孫にほんとうに食べ物を与えられるのかといったとき、ほんとうに真剣に考えていかなければいけない問題だなと思います。

それと、私が思うのに、いつも言うんですけど、滋賀県の自給率53%、米は128%ぐらいですかね。滋賀県って、まず全国の中のモデルケースとして、滋賀県の中で自給率100%を目指す。できるなら滋賀県の中で自給をさすということを日本の全国の中でモデルケースみたいな形の中でできたらなと。

特に、先ほど言われたように、滋賀県はどちらかということ、琵琶湖があって、ゼロメートル地帯、東湖岸なんかは多いので、水稻に非常に向いている土地なんですね。だから、水稻は今、減反でやっているけど、逆に僕は、水稻は、今はっきり言うて、特に湖周道路なんかを走っていると、非常に休耕田が多いんですね。こんなのをこのままほうっておいたら、琵琶湖の水なんか立ち行かなんようになってくると思うんですね、今後10年後になってきたら。それを考えたら、保水力を含めた水をきちんと保たす部分を持っていかないといけないのかなと。それと、環境こだわり農産物の中で、水稻は基本的に年間1作やから、それと、秋に収穫したやつを翌年の次までいけるから、これらはっきり言うて、環境こだわり農産物は簡単なんですよ。野菜は非常に難しい。ちょっとした天候の問題で、ここ一番に農業やらないといけないところでもできないという部分で、非常に普遍的な難しさがある。

それも1つには、世界の中でこんだけきちょうめんな国というのは日本だけなんですね。虫1つ入っただけで、それこそ会社がつぶれてしまうような国はないのです。ヨーロッパなんか、言うたら悪いんですけど、虫1匹入ろうが2匹入ろうが、少々人がどうこうなるうが、こんなのはっきり言うてだれも責任とりません、現実問題。それをあまりにも潔癖過ぎてやり過ぎている。これはもう1回見直さないと、今、私のところの仲卸さんとかもそうですよ。学校給食に納品する、あるいはカット野菜にするために、今どんなことをやっているかといったら、全部野菜を平らにして、下から電気を当てて、一つ一つ見ているん

です。膨大な時間と膨大な労力と膨大なコストな仕事をやっている。たった虫1匹を減らすがために。虫の点数まで数えています。アメリカあたりのところなんか、虫が入っていくのが何していろいろ、そんなもの、洗い流したら逆に安全やと。ただ、その教育を僕はもっとすべきやと思う。安心を追究するよりも、安全を追究するよりも、日本の今の農業で、温暖化の中で、これ以上の高いハードルを立てたら、今の滋賀県なんか野菜をつくれません、現実問題。それを考えたとき、もう1回下の教育をきちっとしてあげる。消費者を含めてもう1回してあげる。先ほど言われたように、私らしょっちゅう見にいけます。ほとんど見ていません。環境こだわりであるか、どこ県産とか、ほとんど見ていない。1時間ずっと立っていて、今なんかいつときやいやい言うたトレーサビリティの問題、ここから先、だれも言いません。パネルが置いてあって、肉のトレースができる、だれも見ません。1時間、2時間、3時間ずっと立っていてもだれも見ん。それが今の消費者なんですね。その辺、消費者教育をもう1回やらんと、これ以上のハードルを高くしたら、日本の農業なんて立ち行きません。

【増田会長】　　こういうのをもう少し長い時間皆さんにしゃべっていただく場が必要やなと思って聞いておりました。どうも大変申しわけございません。時間の制約がありました。

それでは、今の質問やご意見につきまして、事務局の側からお答えいただくことがあれば、お答えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【仙波課長】　　終わりに一括してさせていただきます。

【増田会長】　　それじゃ、よろしいですか。まとめて課長、お話しただけということになりますか。まとめて質問に対するお答えも含めてごあいさつをいただけるということで、まとめてお返事をいただきたいと思います。

それでは、よろしいですか。私のほうは、座長としての役割は終えてよろしいですか。

それじゃ、ちょっと時間が延びてしまいましたけれども、議事につきましてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。大変貴重なご意見をありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。